

『プリズムタワー 大規模修繕工事』 見積参加業者 公募のお知らせ

2025年1月7日

プリズムタワー管理組合

[設計・監理](株)リノシスコーポレーション

この度、当マンション大規模修繕工事について、見積参加希望業者を以下の要領で公募いたします。本工事は共用部分の内外壁・天井及び鉄部の塗装、屋上・廊下及びバルコニー床の防水工事等を行います。建物の維持管理上、長く快適な生活を送るために欠かせない工事と考えております。主旨をご理解頂き、実力・誠意のある施工業者の応募をお待ちしております。

居住者の皆さままで優良な施工業者をご存知でしたら、ご案内下さい。

1. 工事名称	プリズムタワー 大規模修繕工事		
2. 建物概要	所在地	東京都目黒区大橋1丁目10番1号	
	構造	RC造	面積 敷地面積 1,717.39 m ²
	階数	地上27階/地下2階建	建築面積 843.73 m ²
	総戸数	213戸+店舗6戸	延床面積 18,375.87 m ²
3. 工事内容	共通仮設工事、直接仮設工事、下地補修工事、シーリング工事、外壁・天井等塗装工事、鉄部等塗装工事、防水工事、その他工事、内装工事等		
4. 着工予定	2025年9月上旬頃～（工期9ヶ月を想定）		
5. 選定方法	書類選考後、見積合せ		
6. 応募資格	<p>① 本社・支社・支店が首都圏にある株式会社法人であること。</p> <p>② 資本金が1億円以上あること。</p> <p>③ 特定建設業の許可を取得していること。</p> <p>④ 首都圏において、管理組合発注の分譲マンション大規模修繕工事における元請け工事実績が直近3年間（2022年～現在施工中可）で50物件以上あること。この内25階以上の超高層マンションの実績があること。</p> <p>⑤ 建築士または施工管理技士の有資格者を監理技術者として配置できること。また、大規模修繕工事の経験を持つ正規社員を現場代理人として常駐配置できること。</p> <p>⑥ 直近過去3年間で赤字決算が無く、経営事項審査結果通知書Y点が750点以上あること。</p> <p>⑦ 損害賠償責任保険に加入していること又は新規加入できること。</p> <p>⑧ 過去5年間に法令違反等による行政処分を受けておらず、且つ死亡事故等の重大な事故を起こしていないこと。又、管理組合やマンション居住者の財産を毀損するなどの深刻なトラブルを発生させていないこと。</p> <p>⑨ 暴力団等の反社会的勢力でないこと。または暴力団等の反社会的勢力と密接な関係がないこと。</p>		
7. 提出書類	<p>(I) 会社案内（パンフレット）・営業担当者名刺</p> <p>(II) ①～③の内容を指定書式の見積参加願い書に記載すること。</p> <p>(III) ③の回答は、特定建設業の許可証の写し</p> <p>(IV) ④の回答は、指定書式の分譲マンション大規模修繕工事実績書に記載すること。</p> <p>(V) ⑤の回答は、指定書式の監理技術者及び現場代理人予定者経歴書</p> <p>(VI) ⑥の回答は、直近3年分の決算報告書（又は、財務諸表）の写し、経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>(VII) ⑦の回答は、証明及び確認できる書類のコピー</p> <p>(VIII) ⑧⑨の回答は、社印を押印した誓約書を提出すること。【自由書式】</p> <p>(IX) ①～⑨の内容を指定書式内の基本情報入力表に転記し、アピールポイントを入力すること。</p> <p>※ 本広告はリノシスコーポレーションホームページ内の公募情報にアップしています。URL http://www.renosys.jp/invited/ 応募に必要な各種指定書式はリノシスコーポレーションホームページよりダウンロードが出来ます。 指定書式はこちらのページ 自動配信請求フォーム(コチラをクリック) からダウンロード願います。 必要事項を記入した指定書式は、エクセルデータのままuno@renosys.jp（宇野）までメールで送信下さい。</p>		
8. 応募締切	2025年2月14日(金) 正午必着		
9. 書類提出先	メール提出【提出書類(I)～(IX)のPDFデータ、指定書式(II)(IV)(V)のExcelデータ】 株式会社リノシスコーポレーション 担当 宇野 / uno@renosys.jp		
10. 注意事項	<ul style="list-style-type: none">提出書類をもとに見積依頼会社の選定を行いますので、応募された全ての会社が見積に参加できるわけではありません。共同企業体での申し込みは不可とします。提出書類に虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格といたします。公募状況、選定理由、選定方法、選定結果は公表いたしません。又、選定後の異議申し立ては、一切認めません。選定期間中、組合関係者・区分所有者・居住者への個別営業活動を行った場合は失格といたします。		